

## 「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」の事業計画承認等運用規程

令和4年5月30日 制定  
令和5年9月15日 一部改正  
沖縄県農林水産部

### 第1 趣 旨

この規定は「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」を円滑に実施するため、実施要領を補完する必要な事項を定めるものである。

### 第2 用語の定義

当該事業でいう「沖縄型耐候性園芸施設」とは、園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類並の強度を有する強化型パイプハウスや、平張施設等の耐候性施設を指す。

また、強化型パイプハウスは、側面換気を目的とする被覆資材の巻き上げ機構を有するものとし、平張施設は、ビニール等を被覆する場合には同機構を有するよう努めるものとする。

### 第3 事業承認にあたり留意すべき事項

#### 1 共通事項（沖縄型耐候性園芸施設整備、耐候性園芸施設補強・改修）

- (1) 受益者が新規就農者であるとき、研修実績または研修計画がある者とする。  
また、受益者が60歳以上の場合は、後継者がいること。
- (2) 施設の長寿命化を図る観点から防風林または防風垣の必要性について了知していること。
- (3) 園芸施設共済等への加入について、事業実施年度の翌年度までに加入すること。

#### 2 沖縄型耐候性園芸施設整備

- (1) 生産組合または生産法人が事業主体となり施設を導入する場合、原則として設置場所が連担化していること。
- (2) 複数の市町村にまたがる広域事業主体での導入の場合、設置場所は実施地区毎に設置された生産組合等を単位とし、原則として産地協議会の対象市町村内に設置すること。ただし、共同利用が容易にできる範囲内であれば、近隣市町村も設置可能とする。
- (3) 1経営体による導入施設の下限面積は、経営効率の観点からおおむね1,000㎡とする。

ただし、1経営体当たり800㎡を下回る施設導入の計画がある場合は、事業が完了する年度までに、当該農業経営体の実質化された人・農地プランにおいて地域の将来を担う中心経営体に位置付けられるものとする。また、園芸戦略品目の一定の規模拡大を推進する観点から、計画申請する地区のうち当該規模の経営体数が過半数とならないこととする。

- (4) 原則として、かんがい用水の確保が確実にできる場所に設置すること。
- (5) 雨水等の排水対策として排水路が確保できる場所に導入すること。確保できない場合は、代替措置として浸透升の活用も可とする。なお、排水処理に当たっては赤土流出防止対策に十分に留意すること。

### 3 耐候性園芸施設補強・改修

- (1) 支援対象とする園芸施設は、国庫補助で共同利用の施設として整備された園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類と同等の強度を有する施設を対象とする。(自力施工が可能なビニール被覆のみの簡易なパイプハウスは支援対象としない。)
- (2) 原状回復を目的とする単なる修繕は支援対象としない。施設躯体や基礎部への補強及び改修に取り組む計画(補強資材の追加や躯体資材等の交換など)を支援対象とする。
- (3) 補強・改修の計画と一体的に取り組む場合は、被覆資材等の交換について認めることとする。ただし、被覆資材費等が部材費に占める割合が過半とにならないこと。
- (4) 補強・改修事業における費用が少額(1経営体当たり50万円未満(税抜))なものについては原則として支援対象としない。ただし、産地協議会で必要であると認める場合はその限りではない。
- (5) 補強・改修の実施内容は費用対効果の観点から過剰投資とならないように努めるとともに、実施面積当たりの費用(円/m<sup>2</sup>)は、当該事業で直近(前年度)に新規導入した耐候性園芸施設の最低建設単価(円/m<sup>2</sup>)未満であること。(最低建設単価は、実施する施設と同タイプ「強化型パイプハウスまたは平張施設」とする。)
- (6) 事業実施に当たっては、1経営体毎にチェックシート(参考様式A)を作成のうえ地域における仕様・予算等を検討すること。
- (7) 当該取組について複数の施設で行う場合には、一括して入札等を行うなど、事務が繁雑とならないよう努めること。

#### 附則

- 1 この規程は令和4年度事業より適用する。

#### 付則

- 1 この規程は令和5年9月15日より施行する。

別紙（第3の2(3)関係）

沖縄型耐候性園芸施設の導入の考え方

区 分	経営体ごとの施設導入の考え方（下限面積等）	
	おおむね1,000㎡ （約800㎡以上）	約800㎡未満
中心経営体	○	○ （注1）
認定新規就農者	△ （注2）	—
新規就農者 （就農から5年以内）	△ （注2）、（注3）	—
上記以外の農業者 [ 認定農業者及び 基本構想水準到達者を含む。 ]	○	—

（注1）当運用規程第3の2(3)のただし書きの条件を満たすこと。

（注2）JA等の部会の勉強会に参加するなどの研修実績又は研修計画があること。

（注3）事業導入により認定新規就農者並の経営が見込めること。